

我が国における金融経済教育の現状と今後の課題



神戸大学経済経営研究所教授 家森 信善

～要旨～

現時点では、日本の若者の金融リテラシーの水準は（他の世代や米国の同じ世代と比較して）低く、金融経済教育を受けた経験のある比率も低い。金融経済教育の推進のために金融経済教育推進機構が2024年に設立された。また、新しい学習指導要領では、金融経済教育の充実が図られた。本稿では、新しい学習指導要領の下での金融経済教育の実態と課題について、「金融経済教育を推進する研究会」（事務局 日本証券業協会）が高校の教員と生徒に対して実施したアンケート調査結果を利用して分析した。その結果、授業時間数は増えておらず、教科書の記述はまだ十分ではなく、副教材や外部機関による出前講義などで補う必要があることを指摘した。また、生徒アンケートによると、知識を身につけることには一定の成果が出ているものの、行動変容への影響は限定的であった。知識を詰め込むよりも、必要なときに適切な助言者を利用するべきであるというリテラシーの醸成も重要な課題である。

1 金融経済教育への関心の高まり

2023年11月20日に、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が成立した。改正法では、企業の四半期報告書の廃止などとともに、新しい「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」では、「第四章 金融サービスの利用環境の整備等」が新設され、「政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を定めなければならない。」（第82条）と、金融教育の推進の充実を図ることが定められた¹⁾。

その「基本方針」の内容として、「国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項」、「国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項」、「国民の安定的な資

産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項」、「国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項」などを定めることとされた（第82条2）。さらに、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を推進することを目的」として、金融経済教育推進機構を設立することも定められた。

さらに、参議院財政金融委員会の付帯決議（2023年11月16日）²⁾では、法に定める「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識」には、「資産形成だけでなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること」

に留意することを求めている。

こうした法律が制定された背景には、金融経済教育への社会の関心の高まりがある。図表1は、日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞の5紙を対象にして、「金融経済教育」のキーワード検索でヒットした記事の件数を2000年から2023年まで調べた結果である。

新聞記事数が100を超えたのは、2006、07年と、2022、23年の4年だけである。前者は「金融経済教育元年」の活動の成果であったが一時的な盛り上がりには終わり、2011年から2017年までは年間50件を下回る時期が続いた。新しい学習指導要領の適用が始まった2021年から再び増え始め、2022年は急激に増えており、前回の記事

図表1 金融経済教育への注目度

年	記事数	主な出来事
2000	3	
2001	2	「貯蓄広報中央委員会」を「金融広報中央委員会」に名称変更
2002	7	ペイオフ部分解禁 金融庁「学校における金融教育の一層の推進に係る文部科学省への要請について」
2003	29	
2004	44	金融庁「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」
2005	76	「金融教育元年」 ペイオフ本格解禁 金融庁金融経済教育懇談会設置、同「金融経済教育に関する論点整理」
2006	134	金融庁貸金業制度等に関する懇談会「座長としての中間整理」 サンクトペテルブルクサミット（G8財務相会合）
2007	124	金融広報中央委員会「金融教育プログラム」 政府 多重債務者対策本部「多重債務問題改善プログラム」 金融庁「金融・資本市場競争力強化プラン」
2008	76	
2009	95	日本証券業協会「金融・資本市場に関する政策懇談会～活力ある市民投資家社会の形成に向けて～」 報告書
2010	53	
2011	23	
2012	29	OECD/INFE「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」作成
2013	32	日本証券業協会「金融経済教育を推進する研究会」発足 金融庁・金融経済教育研究会「金融経済教育研究会報告書」公表 金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」設置
2014	40	少額投資非課税制度（NISA）導入 金融リテラシー・マップ公表
2015	36	
2016	42	ジュニアNISA導入 第1回「金融リテラシー調査」
2017	36	
2018	67	つみたてNISA導入 民法改正可決（成人年齢引き下げ）
2019	53	金融審議会 市場WG報告書「高齢社会における資産形成・管理」 老後資金2000万円問題
2020	27	
2021	66	新学習指導要領（中学校）適用
2022	222	成人年齢引き下げ 新学習指導要領（高校）適用
2023	183	金融サービス提供法改正法成立

（注）日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞の5紙で「金融経済教育」がヒットした記事数。日経テレコン21を使って、筆者作成。

数を大きく上回っている。金融経済教育に対してかつてない注目が集まっていることがうかがえる。

2 金融経済教育を充実させた学習指導要領の改定

(1) 第7回改訂学習指導要領

日本では、高等学校までの教育では文部科学省が策定する学習指導要領に基づいて教科書が執筆され、その教科書に基づいて実際の授業が実施されている。したがって、金融経済に関する内容が優先的に授業で取り扱われるようになるには、「学習指導要領」において金融経済の内容がきちんと位置づけられる必要がある。その学習指導要領はおおよそ10年周期（小学校から高校で開始時期が異なる）で改定が行われてきた。

まず、2012年（中学校）、13年（高校）から適用された学習指導要領（第7回改訂学習指導要領と呼ぶ）において、金融経済教育がどのように取り扱われていたかを概観してみよう（家森（2017））。

中学校・社会科（公民的分野）では、「現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。」と指示されていた。高等学校・現代社会では、「現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。」「金融については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。」とされていた。

一方、家庭科については、中学校・技術家庭科では金融について触れた箇所はないが、高校・家庭科では、「消費生活の現状と課題や消費者の

権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。」と、金融という用語は出てこないが、金融経済教育の重要な要素である生活設計がきちんと取り扱われていた。

このように、第7回改定学習指導要領では、社会科での「金融」の取り扱いはマクロ経済の観点が中心となっており、生活者の立場での「金融」に関しては高等学校の家庭科において教育されていた。

(2) 第8回改定学習指導要領

①中学校

第7回改訂学習指導要領ではそれ以前のものとは比べると金融経済の内容の充実が図られていたが、2021年、22年から適用が始まった第8回改定学習指導要領では一層の進展が見られる³⁾。

中学校社会では、「現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること」という点はこれまでとほぼ同様であるが、新たに「経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと」が盛り込まれた。通俗的な金融への見方とえば、お金を増やすことぐらいの意識しかなかったかもしれないが、金融の役割を多面的に理解するという観点からの教育が中学校社会科で実施されることになった。株式投資はギャンブルだという印象を持つ人が多いが、起業を支える資金の提供としての側面の理解が進めば、そうした誤解が減るであろう。

また、中学校・技術家庭科においても、「計画的な金銭管理の必要性」が盛り込まれており、生活者の立場での「金融」教育が中学校の技術家庭科においても実施されるようになった。

②高校

高校・公民科では「金融分野」をかなり専門的に取り扱うことが可能であるが、伝統的な公民科の関心は、金融政策や金融システムのあり方に向けられており、個人金融に関する取り扱いには十分なものではなかった。しかし、第8回改定版では、(公共的な視点からが中心ではあるが)個人の金融活動に関連するテーマの拡充が図られている。たとえば、以下のような記述がある。

「フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である。」

「例えば、起業のための資金はどのようにすれば確保できるか、・・・といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。」

「企業の会計情報の活用などにより、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることができるよう、指導を工夫することも考えられる。」

「例えば、資金に余裕のある家計が、幾つかの投資計画のうちどれを選択すればよいかを協働して考察し、評価することが考えられる。」

このように、公民科において、「様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターン」や「幾つかの投資計画のうちどれを選択すればよいか」などのポートフォリオ選択についても触れることが可能となる。

高校・家庭科は、個人金融に関する取り扱い

を最も充実できる科目である。第8回改定版では、この面で一層の拡充が行われている。たとえば、以下のような記述がある。

「家計管理については、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できるようにする。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。」

「生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性については、各ライフステージの特徴と課題、家族構成や収入・支出の変化、生涯の賃金や働き方、社会保障制度などに関連付けながら考えることができるようにする。また、将来を見通して、事故や病気、失業、災害などの不可避的なリスクや、年金生活へのリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考察できるようにする。」

「家計管理や生涯を見通した経済計画を考察する際に、例えば、ライフステージに応じた住生活や適切な住居の計画において、住宅ローンに関する費用と関連付けるなどの指導の工夫も考えられる。」

「消費生活分野では、情報通信ネットワークを利用した金融商品についての情報を収集してデータベース化したり、表計算ソフトウェアを活用したシミュレーションにより家計診断や経済設計を行ったりする。」

「消費者信用については、販売信用と消費者金融の代表的な事例を取り上げ、それぞれの特徴と留意事項について理解できるように指導する。クレジットカードについては、その種類、契約

内容、手数料、利用に当たっての留意事項などについて具体的な事例を通して理解できるよう指導する。また、自己の返済能力を超えた商品の購入や借金による多重債務や自己破産についても具体的な事例を通して扱う。」

以上の記述からわかるように、高校・家庭科においては、単なる制度的な知識を講義するのではなく、高等学校卒業後の生活において実際に活用できるような実践的な内容が期待されている。

なお、紙幅の都合で詳述しないが、第8回改定版では、国語、数学、外国語、情報などの他教科においても広い意味での金融経済教育と関連する事項を扱うことができる記載があり、他教科連携の可能性も広がっている。さらに、それぞれの課題と関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を推奨しており、金融業界が積極的に協力できる土台が用意されていることも指摘しておきたい。

3 金融経済教育の課題

2024年には金融経済教育推進機構が設立されて、金融経済教育の一層の推進が期待されるし、これまでも上で述べてきたように学校における金融経済教育は充実する方向で進んできた。しかしながら、日本の金融経済教育には様々な課題が残っている。ここでは、2022年に金融広報中央委員会が実施した「金融リテラシー調査」(回答者3万人)の結果を利用して、重要な課題を指摘しておきたい。

(1) とくに低い若者の金融リテラシー

金融リテラシー調査では、家計管理、生活設計、金融知識、外部の知見の活用という金融リテラシー・マップの分野に応じた25問の正誤問題を実施している。その正答率を年齢層別にまとめ

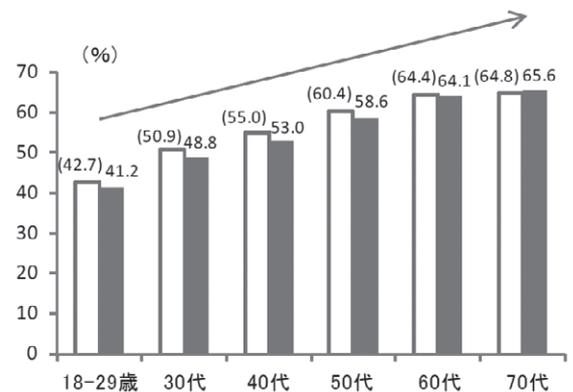
たのが、図表2である。これをみると、若い世代ほど正答率が低いことが分かる。

また、米国での調査と共通する6問に限定して日米を比較すると、55～79歳では日米の正答率は56%と58%でほぼ同じであるが、18～34歳では34%と40%で差が大きい。つまり、日本の若年者の金融リテラシーは高齢者と比べても低いし、同じ世代の米国人と比べても低いということになる。

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済2022-2023」(2023年2月)によると、「若年世帯では近年住宅ローン負担の増加を背景に純金融資産のマイナス幅が拡大」していることが報告されている⁴⁾。つまり、若い時代に大きな借入の決断を行うことが増えており、そうした際に間違いのない判断ができる必要があり、経験を積むのを待っては遅すぎるのである。

若い世代の金融リテラシーを高めるためには学校での金融経済教育の充実が有効であろう。実際、金融経済教育を受けた学生(18%)と受けていない学生(82%)に分けて正答率を調べると、受けた学生は52.9%であるのに対して、受けていない学生では38.1%と約15%ポイントも低いのである。

図表2 正誤問題の正答率(年齢層別)



(注) 各年齢層の右側(色付)が2022年調査、左側(白抜)が2019年調査。

(出所) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年調査結果」

(2) まだまだ乏しい金融教育の経験

図表3は、学校等での金融経済教育の経験についてまとめている。若い世代ほど学校での金融経済教育の経験を持つ比率は高いが、最近の動きを最も反映している学生（18～24歳）においても2割を切る水準である。学生（18～24歳）は第7回改定学習指導要領のもとで教育を受けてきた世代であり、前述したように一定の金融経済教育は行われているはずである。つまり、せっかくの授業が学生に定着していないことを意味しているのである。

図表3 金融教育の経験（学校等）
（％）

日本	7.1
18-29歳	13.9
学生(18~24歳)	18.4
30-59歳	6.2
60-79歳	5.4
(参考) 教員	8.2
米国	20

（出所）金融広報中央委員会「金融リテラシー調査
2022年調査結果」

(3) 学校教員の声からみた課題

筆者もメンバーである金融経済教育を推進する研究会（事務局 日本証券業協会 座長 吉野直行慶應義塾大学名誉教授）が、2023年1～3月に全国の高校の公民科教員、家庭科教員を対象に調査を実施した（発送数 15,852件、回収数 1,611件）⁵⁾。

「学校での金融経済教育の必要性」については、「必要でない」は0.2%で、必要性の強弱はあるものの、ほぼ全ての教員が必要性を感じている。しかし、授業時数の確保状況について聞くと、「足りない」との回答が75%を超えており、しかも2014年調査（68.5%）と比較すると「足りない」との回答は増えている。

家庭基礎で実施した金融経済教育の授業時数を尋ねたところ、「3時間～4時間程度」が34.3%で最も多く、次いで、「1時間～2時間程度」が26.7%なので、4時間までで6割超となる。（授業時間が倍になる）家庭総合で実施した金融経済教育の授業時数では、「1時間～4時間程度」が42.5%で最も多く、次いで、「5時間～8時間程度」が33.8%なので、8時間までで75%ほどとなる。一方、公共で実施した金融経済教育の授業時数では、「1時間～5時間程度」が54.4%で最も多く、次いで、「6時間～10時間程度」が14.7%などとなっている⁶⁾。

いずれについても2014年の調査における回答結果と比較すると、（選択肢が変更になったために完全に比較できないものの）、中位値の水準を見ると、授業時間数に大きな変化はないようである。総授業時間数が増えない中で、金融経済教育に充てる時間を増やすには、他の教育内容を減らす必要があり、大幅な変更は簡単なことではないからであろう。

「今年度もしくは来年度に使用する教科書の金融経済教育に関する記述について、現在の経済事情・諸課題と比較して、十分な内容が記述されていると思いますか。」という質問に対して、家庭科教員は「足りない」が39.7%であり、2014年調査（34.9%）よりも増えている。「足りない」の回答が少ないのが「消費者の権利と責任」（6.7%）、「計画的な金銭管理（家計の収支管理）」（11.4%）であった。一方で「足りない」の回答が多いのが、「家計のマネジメント（金融商品・資産形成）」（44.2%）、「リスクマネジメント（社会保障・民間保険）」（40.9%）、「お金の借入／返済に関する契約（ローンや多重債務に関する注意事項）」（26.9%）であり、これらは強化が進められている分野であり、教科書の記述自体は充実しているため、家庭科教員の必要性の認識

がそれ以上に強まっていることの現れであろう。

公民科教員の場合は、「足りない」の回答は30.1%であり、2014年の調査(52.3%)と比べて大きく減少している。公民科教員については、教科書の記述の充実がそのままストレートに評価されているようである。ただ、新しく取り入れられたり、拡充が図られたテーマについては「足りない」の回答が多い。すなわち、「足りない」が最も多いのは、「フィンテックと呼ばれる革新的な金融サービス」(55.9%)で、「企業会計の意義・役割、会計情報の活用」(55.0%)、「起業の必要性や起業を支える資金調達」(51.7%)、「金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターン」(48.6%)となっている。

このように全体としての評価は、家庭科教員と公民科教員では異なるものの、金融経済教育の重要な内容として新しく取り入れられたテーマについての記述への不満が残っているのである。ただし、筆者は、これらを教科書に加えるよりも、自由度のある副教材や外部機関による出前講義として提供することの方が現実的だと考えている。実際、金融経済教育に関する外部の専門諸機関と連携・協働した授業については、「行ったことがある」が37.2%あり、金融経済教育において今後教科書以外で利用したい教材等では、「外部講師の派遣」が41.2%であった。この傾向を推し進めるために、学校と金融業界と

の連携をより一層円滑化する工夫や金融業界からの積極的な協力に関する情報発信が望まれる。

(4) 生徒の声から見た課題

金融経済教育を推進する研究会では、同時期に生徒(高校1年生)向けにアンケート調査を実施している(発送数5,864件 回収4,501件)。

その中で、公民科および家庭科の受講の有無について尋ねている。また、特徴を理解できていると考える金融商品や投資、資産形成に関する用語を選択してもらった。主な回答についてクロス集計を行ったのが図表4である。

公共の受講者の方が表の全ての項目で理解率が高い。とくに、株式と損害保険については10%ポイント以上の差異がある。一方、家庭基礎については預貯金において10%ポイントの差異があるが、生命保険や損害保険では差異がないし、株式についても差異は小さい。

それ以上に課題なのは、「社会に出て働く・職業を選択するにあたり目的/目標にしたいこと」の選択率において、公民や家庭基礎の受講の有無はあまり影響していなかったことである。

たとえば、「起業や個人で事業を行うことで、自身の強みや能力を社会で発揮すること」について、公共の受講者は14.4%、非受講者は13.8%、家庭基礎の受講者は14.6%、非受講者は14.0%であった。「用語・制度の解説が中心となっ

図表4 金融経済教育の経験と金融用語の理解度

		調査数	株式	生命保険	預貯金	損害保険	暗号資産 (仮想通貨)	投資信託	長期投資・ 積立投資・ 分散投資
公共	受講	1816	66.7	47.5	37.3	34.8	12.8	13.7	8.0
	非受講	2580	49.8	40.6	29.7	23.4	12.4	9.8	4.7
家庭基礎	受講	1126	59.4	43.4	41.0	28.4	13.8	17.6	10.2
	非受講	3127	56.7	43.5	30.0	28.4	12.4	9.7	4.8

(出所) 金融経済教育を推進する研究会「高等学校(教員・生徒)における金融経済教育の実態調査」

てしまい、実生活との繋がりを感じにくい」と感じている教員が過半数いるという調査結果も得られているが、現在の金融経済教育では、知識はある程度伝授できているが、行動変容への効果はまだ小さいということである。今後、効果的な教育内容や方法の検討が必要であろう。

4 むすび:信頼できる専門家の育成の重要性

わが国では、金融経済教育への関心がかつてなく高まっており、金融経済教育推進機構の設立や、新しい学習指導要領によって、その動きが加速化することが期待されている。ただ、これまで学校で金融経済教育が行われていなかったわけではないにもかかわらず、現在の若者の金融リテラシーは低く、金融経済教育を受けたという実感を持っている人は若い世代でも2割を切っている。新しい学習指導要領によっても授業時間数が劇的に増えることは期待できず、学校のリソースも限られることから、金融界が如何に効果的に協力できるかが成否を握っている。

その際、知識を詰め込むのではなく、様々な金融に関する判断をするときに、必要に応じて専門家に相談することの重要性をしっかりと伝えることも重要であると、筆者は考えている。この点で、金融経済教育推進機構が顧客の立場に立った信頼できる助言者を認定する仕組みは非常に有益である(家森・上山・荒木(2023))。相談リテラシーも含めた金融経済教育の充実が必要である。

【注】

- 1) <https://www.fsa.go.jp/common/diet/212/index.html>
- 2) https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_111601.pdf また、衆議院金融財政委員会でも同内容の付帯決議が行われている。
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/zaimu59605E0BAD09FF71492589C8002D950B.htm
- 3) 学習指導要領および学習指導要領解説に基づいている。また、家森(2017)、および家森・上山・柳原(2020)などで詳しく説明している。
- 4) https://www5.cao.go.jp/keizai3/2022/0203nk/pdf/n22_5.pdf
- 5) 「高等学校(教員・生徒)における金融経済教育の実態調査」https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/image/youyaku_20230927.pdf
- 6) なお、高校においては第8回改定版の適用の初年度であったために、未実施の教員も多く、「わからない・未決定」が24.4%と多いことに留意が必要である。

【参考文献】

- 金融経済教育を推進する研究会海外調査部会「海外における金融経済教育の実態調査報告書」2023年(令和5年)3月。
- 野崎哲哉「日本における金融教育の現状と課題—“貯蓄から投資へ”推進の問題点をふまえて—」『三重大学法経論叢』第40巻第1号 33—52 2022年10月。
- 家森信善「わが国の中学校および高等学校における保険教育の現状について」『生命保険論集』191号 pp.87—125 2015年6月。
- 家森信善「中学・高等学校における金融リテラシーと金融・保険教育の現状について—教員の意

識調査に基づいて一』『保険学雑誌』 第630号
(日本保険学会創立75周年記念号) 2015年9月
pp.139-159。

家森信善 「学校教育における金融経済教育の現状
と課題」『証券アナリストジャーナル』 第55巻
第12号 2017年12月 pp.6-14

家森信善・上山仁恵 「学校での金融経済教育の経
験が金融リテラシーや金融行動に与える影響－
2016年・金融リテラシーと金融トラブルに関する
調査をもとに－」『ファイナンシャル・プランニ
ング研究』 No.17 pp.52-71 2018年3月。

家森信善 「巻頭言：学校教育に吹く金融経済教育
への追い風」『ファイナンシャルプランニング研究』
No.18 2019年3月 p.1。

家森信善・上山仁恵・柳原光芳 「わが国の高等学
校における金融・証券教育の現状と課題－高等学
校教員に対する調査結果に基づく考察－」『経済
経営研究年報』第69号 pp.71-144 2020年3月。

家森信善 「若者の金融リテラシーと学校における
金融経済教育－新しい学習指導要領の円滑な導入
に協力を－」『(日本証券取引所グループ)先物・
オプションレポート』 vol.32 No.6 2020年6月
pp.1-6。

家森信善 「経済教室：金融リテラシー高めるには
(上) 中立的立場からの助言重要」『日本経済新
聞』 2023年8月10日。

家森信善・上山仁恵・荒木千秋 「金融取引における
助言者に対するニーズと要望についての調査」の
結果概要」神戸大学経済経営研究所ディスカッ
ションペーパー DP-2023-J10 2023年12月。

やもり のぶよし

神戸大学経済経営研究所教授・同地域共創研究推進セン
ター長

1986年滋賀大学卒業。1988年神戸大学大学院経済学研
究科博士前期課程修了。名古屋大学教授、名古屋大学総
長補佐などを経て、2014年より神戸大学経済経営研究所
教授。2021年同所長(～2023年)。2023年同地域共創
研究推進センター長。経済学博士。これまでに、中小企
業研究奨励賞・本賞(2005年)、日本FP学会最優秀論文
賞(2015年)など受賞。

現在、日本金融学会常任理事、日本保険学会理事、日本
FP学会理事、日本学術会議連携会員などの学会役員の他、
金融広報中央委員会委員、金融広報中央委員会・金融教
育推進委員会委員、財務省財政制度等審議会委員、中小
企業庁中小企業政策審議会臨時委員(金融小委員会委員
長)、日本証券業協会「金融・証券教育支援委員会」公益
委員などを務める。これまでに、金融庁参与、金融庁金
融審議会委員、日本FP協会理事などを歴任。

編著書に、『ベーシックプラス 金融論 第3版』(中央経
済社 2022年)、『ポストコロナとマイナス金利下の地域金
融』(中央経済社 2022年)などがある。
